4　測定操作手順

⑴　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

⑵　スペクトル分析器を２のように設定して受信電力が最適な状態で観測できるようにスペクトル分析器を設定して受信する。

⑶　試験機器を水平面及び垂直面に回転させて受信電力最大方向に調整する。

⑷　測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置を探し、この点のスペクトル分析器の指示値を「E」とする。

⑸　十の項で測定した試験機器の等価等方輻射電力P_Eを用いて、次式のとおり許容される試験機器の水平面及び垂直面の主輻射の角度Θ_0を算出する。

$\Theta_0 = 360 / A$

Θ_0　：許容される試験機器の送信空中線の主輻射の角度（半値角）（度）

P_E　：試験機器の等価等方輻射電力（dBm）

A　：等価等方輻射電力を絶対利得2.14dBiの送信空中線に平均電力が10mW（直交周波数分割多重方式、直接拡散方式、周波数ホッピング方式、直接拡散と周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重と周波数ホッピングの複合方式を用いるものにあっては、10mW／MHz。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散と周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重と周波数ホッピングの複合方式を用いるもののうち、2,427MHz以上2,470.75MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、３mW／MHz。）の空中線電力を加えたときの値で除したものとし、１を下回るときは１とする。

⑹　試験機器を水平面方向に回転させて、受信電力の最大点「E」から３dB低下するときの回転台の角度（θ_h：水平面の半値角）を測定する。

⑺　試験機器を水平面方向に、主輻射方向から⑸で算出した主輻射の角度Θ_0を除く輻射角についてできる限り全周に渡り回転させて、受信電力の最大点「E」から３dB以上受信電力が低下していることを確認する。

⑻　試験機器を垂直面方向に傾斜させて、受信電力の最大点「E」から３dB低下するときの水平からの角度（θ_v：垂直面の半値角）を測定する。

⑼　試験機器を⑶の位置に戻した後、主輻射方向から⑸で算出した主輻射の角度Θ_0を除く輻射角についてできる限り広い角度（90度以上とする。ただし、６に準じて測定を行う方法も可能とする。）に渡り試験機器を垂直面方向に傾斜させて、受信電力の最大点「E」から３dB以上受信電力が低下していることを確認する。

5　試験結果の記載方法

送信空中線の主輻射の角度幅（θ_h及びθ_v）を度単位で記載する。

許容される試験機器の送信空中線の主輻射の角度（Θ_0）を除く輻射角において、受信電力の最大点の値より３dB以上受信電力が低下していることを確認し、確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

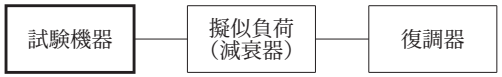
⑴　本試験項目は、等価等方輻射電力が12.14dBm以下（直交周波数分割多重方式、直接拡散方式、周波数ホッピング方式、直接拡散と周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重と周波数ホッピングの複合方式を用いるものにあっては、12.14dBm／MHz以下。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散と周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重と周波数ホッピングの複合方式を用いるもののうち、2,427MHz以上2,470.75MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、6.91dBm／MHz以下。）の試験機器については適用しない。

⑵　回転台に垂直方向の傾斜機能がない場合又は傾斜角度が十分でない場合は、試験機器の回転台への取付けを、治具等を用いて試験機器の水平面・垂直面を入れ替え、回転台の水平面の回転機能を用いて試験機器の垂直面の送信空中線の指向性を測定することができる。

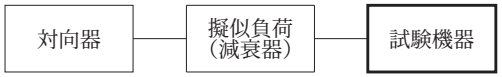
十二　混信防止機能

1　測定系統図

⑴　識別符号を送信する場合



⑵　識別符号を受信する場合



2　測定器の条件

⑴　復調器は、試験機器が送出する送信信号を復調し、識別符号の内容が表示可能であること。

⑵　対向器は、試験機器が送出する送信信号と同様な識別符号の送信が可能であること。

3　試験機器の状態

通常の使用状態とする。

4　測定操作手順

⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合

ア　試験機器から設備規則に規定する識別符号を送信する。

イ　復調器により送信された識別符号を確認する。

⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合

ア　対向器から設備規則に規定する識別符号を送信する。

イ　試験機器に対して専用ジグを用いて通信が行われることを確認する。

ウ　対向器から設備規則に規定する識別符号と異なる符号を送信する。

エ　試験機器が送信停止する又は識別符号が異なるものであることを表示することを確認する。

5　試験結果の記載方法

⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合

設備規則に規定する符号と復調された符号が同じ場合には「良」と、異なる場合には「否」と記載する。

⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合

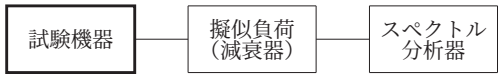
受信した符号が設備規則に規定する符号の場合に通常の受信が行われ、かつ、設備規則に規定する符号と異なる場合に異なる旨の表示が出る場合には「良」と、それ以外の場合には「否」と記載する。

6　その他

本試験項目は、４⑴又は⑵のいずれか一方だけ行う。

十三　ホッピング周波数滞留時間

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	測定ホッピング周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度